

県南広域振興局長告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年5月19日

県南広域振興局長 細川 倫史

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500760	社会福祉法人胆沢やまゆり会	やまゆり荘新館短期入所生活介護事業所	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地416番地	平成29年6月1日